

茨城交通株式会社
キャッシュレス決済取扱規則
(一般路線バス)

制定 2024年1月1日

茨城交通株式会社

【目次】

第1章 総則

- (第 1 条)目的
- (第 2 条)適用範囲
- (第 3 条)用語の定義
- (第 4 条)キャッシュレス決済の種類
- (第 5 条)契約の成立
- (第 6 条)利用方法及び制限事項
- (第 7 条)個人情報の取扱い
- (第 8 条)旅客の同意
- (第 9 条)取扱区間
- (第 10 条)制限又は停止
- (第 11 条)機械類の故障時

第2章 タッチ決済

- (第 12 条)運賃の決済
- (第 13 条)効力
- (第 14 条)不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の収受
- (第 15 条)免責事項

第3章 QRコード決済

- (第 16 条)運賃の決済
- (第 17 条)効力
- (第 18 条)不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の収受
- (第 19 条)免責事項

第1章 総 則

第1条（目的）

この規則は、茨城交通株式会社（以下、「当社」といいます）の一般路線バスにおけるタッチ決済及びQRコード決済（以下、「キャッシュレス決済」といいます）の利用者に提供するサービスの内容と、利用条件を定めることを目的とします。

第2条（適用範囲）

1. キャッシュレス決済の取扱いについて、当社運送約款（関連する社内規定を含む。以下同じ。）に定めがない場合又は運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先します。
2. この規則が改定された場合、以後のキャッシュレス決済による旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。
3. この規則に定めがない事項については、別に定めるものによります。

第3条（用語の定義）

この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「タッチ決済」とは、当社が指定するタッチ決済機能のあるクレジットカード（デビットカード、プリペイドカードを含む）での決済をいいます。
- (2) 「QRコード決済」とは、当社が指定するQRコードでの決済をいいます。
- (3) 「リーダーライター（R/W）」とは、タッチ決済及びQRコード決済の際に情報書き込み又は情報読み取りを行う装置をいいます。
- (4) 「タッチ決済割引運賃」とは、1枚のクレジットカードで運賃全額を一度にタッチ決済する場合に適用する、普通旅客運賃（券種が「大人割引」「小児」「小児割引」の場合は適用される割引後の運賃。以下同じ。）から一定額を割り引いた運賃をいいます。
- (5) 「現金運賃」とは、運賃の全部又は一部を現金又は回数券で支払う場合に適用する普通旅客運賃をいいます。

第4条（キャッシュレス決済の種類）

キャッシュレス決済の種類については、「別表1」に定めるものとします。

第5条（契約の成立）

1. タッチ決済による旅客運送の契約は、R/Wで乗車処理を受けた時に旅客と当社の間において成立するものとします。
2. QRコード決済による旅客運送の契約は、降車用R/Wで決済処理を実施した時に旅客と当社の間において成立するものとします。

第6条（利用方法及び制限事項）

1. タッチ決済を利用する場合は、バス乗車時にタッチ決済機能のあるクレジットカードで乗車用R/Wにて乗車処理を行い、降車時に乗車処理を行った同一のクレジ

ットカードにて降車用R/Wにて降車処理を行います。

2. QRコード決済を利用する場合は、乗車時に整理券を取り、降車時に運賃箱に整理券を投入後、降車用R/WにQRコードをかざして降車処理を行います。
3. バス1回の乗車につき、2種類以上のタッチ決済及びQRコード決済を利用することはできません。
4. クレジットカードの破損、決済システムネットワーク等のシステム障害、車載器又はスマートフォン等の電波の受信状況、R/Wの故障等により読み取り不能な時は、キャッシュレス決済を利用できない場合があります。
5. 偽造、変造又は不正に作成されたキャッシュレス決済の各機能を利用することはできません。

第7条（個人情報の取扱い）

キャッシュレス決済に係わる個人情報の取扱いは、当社の定めるところによります。

第8条（旅客の同意）

キャッシュレス決済を利用する旅客はこの規則及びこれに基づき定めた規則を承認し、かつこれに同意したものとします。

第9条（取扱区間）

キャッシュレス決済の取扱区間は、当社のバス路線全線とします。ただし、一部路線（「別表2」に定めるもの）についてはご利用できません。

第10条（制限又は停止）

1. 旅客の運送等の円滑な遂行を確保する為、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をする場合があります。
(1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバスの制限
2. 本条、第6条及び第11条に基づくサービスの制限又は停止については、当社はその責任は負いません。

第11条（機械類の故障時）

機械類（乗車用R/W、降車用R/W等）が故障した場合、乗車区間の運賃を現金でお支払いただく場合があります。

第2章 タッチ決済

第12条（運賃の決済）

1. タッチ決済を利用される場合には、降車時に当該乗車区間の運賃を決済します。
2. 有効性が認められないクレジットカードを使用した場合や、デビットカード・プリペイドカードでのタッチ決済時に残高が運賃に対して不足している場合は、タッチ決済を利用することはできません。

3. タッチ決済を利用される場合には、タッチ決済割引運賃を適用します。
4. タッチ決済で複数人精算をする場合は、降車用R/Wにタッチする前に、精算する複数人の内容を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後まとめて決済することができます。
5. タッチ決済で「大人割引」「小児」「小児割引」の割引運賃の適用を受ける場合は、降車用R/Wにタッチする前に割引適用の旨を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後、当該適用運賃で決済することができます。この場合、原則として割引適用を証明する手帳等を乗務員に呈示していただく必要があります。
6. 前項の精算前の申告が無い場合は、「大人割引」「小児」「小児割引」の割引運賃を適用しないタッチ決済割引運賃で決済します。

第13条（効力）

タッチ決済により乗車する場合の効力は次の各号のとおりです。

- (1) 当該乗車において1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 乗車後は当日限り有効とします。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。

第14条（不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の収受）

タッチ決済を不正乗車的手段として利用した場合は、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を現金にて収受します。

第15条（免責事項）

紛失あるいは盗難にあったクレジットカードの使用停止措置が完了するまでの間に当該クレジットカードでのタッチ決済利用等で生じた損害額については、当社はその責任を負いません。

第3章 QRコード決済

第16条（運賃の決済）

1. QRコード決済を利用される場合には、当該乗車区間の現金運賃を適用します。
2. QRコード決済の残高が運賃に対して不足している場合は、QRコード決済を利用することはできません。
3. QRコード決済で複数人精算をする場合は、降車用R/Wで読み取りする前に、精算する複数人の内容を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後まとめて決済することができます。
4. QRコード決済で「大人割引」「小児」「小児割引」の割引運賃の適用を受ける場合は、降車用R/Wで読み取りする前に割引適用の旨を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後、当該適用運賃を決済することができます。この場合、原則として割引適用を証明する手帳等を乗務員に呈示していただく必要があります。
5. 前項の精算前の申告が無い場合は、「大人割引」「小児」「小児割引」の割引運賃は適用されません。

第17条（効力）

QRコード決済により乗車する場合の効力は次の各号のとおりです。

- (1) 当該乗車において1回の乗車に限り有効なものとしします。
- (2) 乗車後は当日限り有効としします。
- (3) 途中下車の取扱いはししません。

第18条（不正利用等に対する旅客運賃及び割増運賃の収受）

QRコード決済を不正乗車的手段として利用した場合は、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を現金にて収受します。

第22条（免責事項）

紛失あるいは盗難にあったQRコード決済の利用停止措置が完了するまでの間に当該QRコード決済の利用等で生じた損害額については、当社はその責任を負いません。

附則

この規則は、2024年1月1日から施行する。

別表1 (第4条 キャッシュレス決済の種類)

券種	決済方法	対応ブランド
タッチ決済	乗降時タッチ決済	当社の定めるブランド ※デビット/プリペイドカード 含む
QRコード決済	整理券方式 降車時QRコード読 取決済	当社の定めるブランド

別表2 (第9条 キャッシュレス決済がご利用いただけない路線)

No.	路線名	備考
1	高速バス全線	
2	スマイルあおぞらバス全線	
3	笠間観光周遊バス全線	
4	笠間益子間連絡バス	
5	那珂市ひまわりバス全線	
6	大洗循環バス全線	海遊号、なっちゃん号
7	臨時バスで当社が定めたもの	イベント時等の運行車両

(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です)